特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第88号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年11月12日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 22 年 11 月 29 日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第Q1063号
２、名称　株式会社パラマ・テック
３、住所　福岡県福岡市東区多の津１丁目７－５
４、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構茨城地域支社公告第２号

研究学園都市計画事業萱丸一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成 22 年 11 月 29 日

研究学園都市計画事業
萱丸一体型特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構茨城地域支社
地域支社長　水野　政之

記

１　氏名及び住所
氏名　勝田　雄吉
住所　千葉県千葉市幕張町一丁目5018番地
氏名　土子　一之
住所　北海道千歳市春日町二丁目１番地63
氏名　名取建設株式会社
住所　東京都豊島区西池袋一丁目28番７号ニイミビル

２　通知の内容
勝田　雄吉の仮換地
街区番号、画地番号及び地積
Ｂ―50街区３画地　地積175.28㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成22年12月20日
土子　一之の仮換地
街区番号、画地番号及び地積
Ｂ―54街区９画地　地積129.48㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成22年12月20日
名取建設株式会社の仮換地
街区番号、画地番号及び地積
Ａ―89街区６画地　地積132.72㎡
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
平成22年12月20日

教示１．この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２．この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

高速道路工事完了公告

本会社において、高速道路の工事が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 22 年 11 月 29 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
関越自動車道上越線	長野県中野市大字永江から長野県上水内郡信濃町大字富濃	改築工事	平成22年11月30日

弁理士登録公告

平成22年11月10日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月日	登録番号	氏名
11月10日	17266	新井　正男
11月10日	17267	小川　延浩
11月10日	17268	綾　聡平
11月10日	17269	久武　真之
11月10日	17270	深田　馨

登録抹消

年月日	登録番号	氏名	事由
平成22年10月28日	13793	杉浦　秀	申請抹消
平成22年10月31日	08033	村田　紀子	〃
平成22年10月31日	11196	平野ゆかり	〃
平成22年11月５日	13849	高野　芳徳	〃

弁理士数　8,724名
（平成22年11月10日現在）

平成 22 年 11 月 29 日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成22年11月10日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月日	登録番号	氏名
11月10日	15633	米村　道子

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,427名
（平成22年11月10日現在）

平成 22 年 11 月 29 日　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　名　花村　哲男
登録番号　11953
事務所　大阪府大阪市北区兎我野町５―12
梅田グリーンビル２階
花村法律事務所
３　処分の内容　業務停止２年
４　処分が効力を生じた年月日
平成22年10月26日

平成 22 年 11 月５日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　名　吉川　彰伍
登録番号　13105
事務所　東京都台東区上野６―７―16古谷ビル２階
葵綜合法律事務所
３　処分の内容　業務停止２月
４　処分が効力を生じた年月日
平成22年11月４日

平成 22 年 11 月 11 日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
氏　名　保持　清
登録番号　9169
事務所　東京都渋谷区渋谷１―７―５青山セブンハイツ705
弁護士法人公尽会
３　処分の内容　業務停止１年
４　処分が効力を生じた年月日
平成22年11月４日

平成 22 年 11 月 11 日　日本弁護士連合会